


○平成十五年総務省告示第三百四十四号（無線局免許手続規則第三十一条第二項第五号の規定に基づく外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実（表示））新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三第二号又は第四十九条の二十四第七項若しくは第八項に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p> <p>（表示）</p> 	<p>一 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の三第五号(4)に規定する無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三第二号に規定する技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p> <p>（表示）</p> 

二
(略)

二
(略)